

静岡県消費者安全確保県域協議会設置要綱

(設置)

第1 県民の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するための取組(以下、「消費者安全確保のための取組」という。)を効果的かつ円滑に行うため、消費者を取り巻く諸問題に関する情報を交換し、対策を検討することを目的とした、静岡県消費者安全確保県域協議会(以下、「消費者安全確保県域協議会」という。)を設置する。

(構成機関)

第2 消費者安全確保県域協議会の構成機関等は別表のとおりとする。
2 消費者安全確保県域協議会の座長は、県民生活課長をもってあてる。

(消費者安全確保地域協議会)

第3 消費者安全確保県域協議会は、消費者安全法(平成21年法律第50号)第11条の3第1項の規定による消費者安全確保地域協議会とする。

(協議内容)

第4 消費者安全確保県域協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。
(1) 消費者安全確保のための対策(高齢者等、消費生活上特に配慮の必要な消費者に関する対策も含む)に関する事
(2) 消費者安全確保のための情報交換に関する事
(3) 関係機関、団体等の連携強化に関する事
(4) 市町において実施する消費者安全確保のための取組に対する支援に関する事
(5) その他、県民の消費生活の安定及び向上に必要な事項に関する事

(運営)

第5 消費者安全確保県域協議会は座長が招集し、議事進行は県民生活課長代理が行う。
2 消費者安全確保県域協議会の協議事項は、あらかじめ構成機関から座長に提出するものとする。
3 消費者安全確保県域協議会における決定事項については、構成機関がその所掌する法令又は事務に基づいて処理する。
4 座長は、前項の処理について報告を求めることができる。

(事務局)

第6 消費者安全確保県域協議会の事務局は、県民生活課におく。

(秘密保持義務)

第7 消費者安全確保県域協議会の構成機関、事務に従事する者又は事務に従事していた者は、消費者安全確保県域協議会の活動及び事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第8 この要綱に定めるものの他、消費者安全確保県域協議会の運営等に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月5日から施行する。
- 2 なお、この要綱の施行に伴い、静岡県消費者問題連絡会議運営要領(平成17年6月9日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月21日から施行する。

別 表

静岡県弁護士会
静岡県司法書士会
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
静岡県民生委員児童委員協議会
静岡県地域包括・在宅介護支援センター協議会
静岡県消費者団体連盟
日本司法支援センター静岡地方事務所
特定非営利活動法人しずおか消費者ユニオン
一般財団法人静岡県銀行協会
一般社団法人静岡県労働者福祉協議会
静岡県労働金庫
公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会
財務省東海財務局静岡財務事務所
日本貸金業協会静岡県支部
静岡県教育委員会
静岡県警察本部 生活安全企画課
生活保安課
捜査第二課
警察相談課
静岡県 県民生活課
地域福祉課
福祉長寿政策課
商工金融課
県民生活センター
賀茂広域消費生活センター